

【部会名】源泉部会

【タイトル】一泊研修会

【日時】平成19年9月7日(金)～8日(土)

【場所】鴨川グランドホテル

【演題】「平成19年度税制改正における役員給与の取り扱い」

【講師】税理士 尾崎敏紀氏 (元江東東税務署長)

【内容】主な内容は以下の通り。

(1) **減価償却制度**の抜本の見直し

平成19年4月1日以後に取得する資産は、残存価額、償却可能限度額を廃止し1円まで償却できる。

平成19年4月1日以前に取得した資産では、償却可能限度価額に到達後、5年間で1円まで均等償却できる。

資本的支出を行った場合は、その支出の対象となった減価償却資産を新たに取得したものとすることができる。(従来は、その減価償却資産の取得価格に加算していた)

(2) **特殊支配同族会社**(第一順位の株主が90%以上の株を持ち、且、常時勤務している役員の50%以上を占める会社。同族会社は上位3グループで50%以上の株を占めるケース)の役員給与の損金算入の制限措置。

適用除外基準である基準所得金額を1,600万円以下(改正前は、800万円以下)に引き上げる。

(3) **留保金課税制度**から中小企業(資本金1億円以下)を除外。

(4) **役員給与**の損金算入の見直し

定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与以外は損金不算入

定期同額給与での注意点。

イ・臨時株主総会における増額や減額では、差額が損金不算入になるケースがある。

ロ・但し、社長になったケースや、業績悪化が明白なケースは認められるので、税務署に事前に相談すること

事前確定届出給与での注意点。

イ・今回の賞与月に届出通りに支払わなかった場合、次の賞与月に届け通りに支払っても両方否認されるケースもある。

ロ・(従来は損金になっていない利益の中からいくら支払ってもよかった。)今回は損金になるが不相应に高額な場合は否認される。

届出期限は、会計年度開始日から4ヶ月以内か、株主総会(職務執行開始日)から1ヶ月以内に変更。

簡潔なレジメを用意され、改正の原則を明確に説明されたので判り易い研修会であった。



講師の 尾崎 敏紀 氏



原則を 明確に説明